



Title	出入国管理行政及び入管法における同性カップル：ヨーロッパ人権裁判所の判例を素材として [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	川崎, まな
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第15218号
Issue Date	2022-12-26
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/88536
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Mana_Kawasaki_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏名 川崎 まな

審査担当者	主査	教授	佐々木	雅寿
	副査	教授	齊藤	正彰
	副査	教授	西村	裕一

出入国管理行政及び入管法における同性カップル
—ヨーロッパ人権裁判所の判例を素材として—

【本論文の内容】

本論文は、①入管法の規定、実務、裁判例において、異性カップルは本邦で共に暮らすことが一定程度保障されているが、同性カップルは、一部例外を除き、同性パートナーとして本邦で共に暮らすことが保障されていないことを問題視し、②「出入国管理行政及び入管法において同性カップルは如何に取り扱われるべきか」を主題として検討し、③「出入国管理行政及び入管法において同性カップルは異性カップルと同等に扱われるべき」であるとの結論を提示する。

本論文は大きく分けると以下の4つの部分から構成される。まず、序章で問題の所在、本論文の意義、本論文の構成を概説する。

第1部「国内法及び国内判例」では、憲法、民法、入管法、家族の問題が争点となった最高裁判例、性的マイノリティ、同性カップルが当事者となった下級審判決及び入管法関連判決、その他の社会的状況等及び国民の意識等を分析し、その結果、①国内法においては、同性カップルの存在は想定されていないものの、同性婚を可能とする法律案が国会に提出されており、地方公共団体では、同性パートナーシップ制度を導入し同性カップルの関係を承認する動きがあること、②国内判例においては、同性カップルの権利を保障する判例が出現していること、③民間企業等や国民の意識においては、同性カップルの関係を承認する傾向にあること、④憲法学説、民法学説においても、同性カップルの権利を保障する傾向が見られること、⑤弁護士会及び日本学術会議の提言において、同性婚を法制化すべきことが表明されていることを示し、そのことから、国内において、同性カップルの権利を保障する動きが出現しており、その動きが一定程度定着しており、入管法上、同性カップルを異性カップルと異なる扱いをすることに合理性がないということが明らかとなったとまとめる。

第2部「国際人権法及び諸外国の状況」では、日本が批准している自由権規約23条、26条における性的マイノリティ及び同性カップルについて、そして、ヨーロッパ人権裁判所の性的マイノリティ及び同性カップルの権利保障に関する判例、同性カップルの関係の法的承認に関する判例、入管法関連の判例、諸外国における同性カップルの状況を検討し、①国際人権法では、「国家は同性カップルを『家族』として承認し、何等かの法的保障を与える義務を負う、というのが現在の国際人権法の義務に関する解釈」として定着していること、②国際的にも、同性カップルの関係を法的に承認する傾向にあること、③同性婚が法制化されていないことが、平等原則違反とされ違憲の判断が示されていることを示す。そして、第2部の最後に、ヨーロッパ人権条約及びヨーロッパ人権裁判所の判例は、ヨーロッパ人権条約の締約国及び自由権規約委員会というアクターを通して、日本に間接的に影響を及ぼすとともに、司法の場においては、裁判官対話により直接的に影響を及ぼしていることを指摘し、ヨーロッパ人権条約及びヨーロッパ人権裁判所の判例を説得的権威とみなし、ヨーロッパ人権条約を条約法に関するウィーン条約32条の「解釈の補助」とする、もしくは自由権規約の解釈指針とする方法が、ヨーロッパ人権条約及びヨーロッパ

人権裁判所の判例を国内裁判所において活用する方法として最も有用であると主張する。

終章では、まず、民法及び戸籍法において同性婚を認めていないことが憲法 13 条、24 条、14 条に違反するとの総論的な結論を示す。具体的には、憲法 13 条により、①自己決定権として同性パートナーと共に生きてゆく自由と、②同性婚にも適切な婚姻制度を求める権利が保障され、憲法 24 条は、③同性婚を禁止しておらず、④24 条の「婚姻」に同性婚が含まれ、同性婚も法的に承認されるべきであり、⑤憲法 14 条の「性別」に性的指向が含まれることにより、⑥憲法 14 条違反の違憲審査には厳格審査基準が妥当し、⑦政府に合憲性の主張責任があり、⑧結論として、日本の法制度が同性婚を認めていないことが憲法 13 条、24 条、14 条に違反することとなる。次に、民法や戸籍法が違憲である以上、入管法の在留資格「日本人の配偶者等」の配偶者から同性パートナーを除くことは、憲法 13 条、24 条、14 条 1 項に違反し、入管法においても、同性カップルと異性カップルは同等に扱われるべきとする各論的な結論を示す。最後に、日本において同性婚の法制化までには少なくとも数年はかかることが予想されるため、現行法の枠内では、同性パートナーに対し、在留資格「定住者」を認める方法を提唱する。

【本論文の評価】

本論文で評価できる点は以下の 3 点である。第 1 は、結論と論述の過程が比較的明解である点である。第 2 は、本論文は、最高裁の判断枠組みに沿って論証を展開し、最高裁をはじめ裁判実務が受け入れやすい議論を心掛けている点である。最高裁は近年、憲法判断をする際、国内法に関する判例・裁判例、学説、国内の社会的状況や国民の意識の変化、国際人権条約の内容、諸外国の立法状況等を立法事実の変化を示す諸要素として考慮する傾向がある。本論文は、最高裁が考慮する諸要素を検討したうえで、上記の結論を導いている。第 3 は、本論文で示された総論的な分析と結論（同性婚を認めないことが憲法違反である）および各論的な分析と結論（出入国管理行政及び入管法において同性カップルは異性カップルと同等に扱われるべき）は、我が国の総論部分の議論を一步前進させ、かつ、各論の議論を単独でリードする業績と評価することができる点である。総論部分は、現在憲法学界においても注目されており、先行業績もいくつか見られるが、各論に関しては、先行業績はほとんどなく、本論文が我が国における最初の本格的な分析となっている。

本論文の課題は以下の 4 点である。すなわち、①いくつかの論点で、論理が飛躍している部分や、論証が必ずしも十分とはいえない箇所が見られる点、②判例・裁判例、学説、国民の意識や国内状況の変化、国際人権法の内容や判例等が憲法解釈においていかなる地位をもつのが説明されないまま議論が進められている点、③本論文の結論に合致した裁判例や諸事実を過度に重視しているような印象を与える論述がいくつか見られる点、④総論的結論（同性婚を認めないことが憲法違反である）から、違憲状態を解消するために具体的に何が要請されるのか（同性婚、パートナーシップ制度、その他）が必ずしも明らかではないため、各論的結論（出入国管理行政及び入管法において同性カップルは異性カップルと同等に扱われるべき）が求める「同等に扱われる」の具体的内容も、論文自体からは、必ずしも明確とはいえない点である。

口頭試問では、主に、上記課題について質疑が行われ、審査対象者は、(i)説明が不十分な点や当然の前提として明示的な説明を行っていない点等について追加説明を行い、(ii)検討が不十分な点については今後追加の検討を行う旨、また、(iii)論述や引用に問題のある箇所についてはより適切な仕方に今後修正する旨回答した。口頭試問における審査対象者の回答のすべてが必ずしも十分な説得力をもつものではなかったが、少なくとも必要最小限度の回答にはなっていた。上記諸課題も、更なる検討と説明を加え、論述の仕方を工夫すれば、その多くが解決することができるものであると考えられる。

【結論】

本論文は、その完成度をより高めるためにはいくつかの課題を残しているが、今後その課題をクリアすることが可能で、博士（法学）の学位に値する論文であると、審査員が全員一致で判断した。